

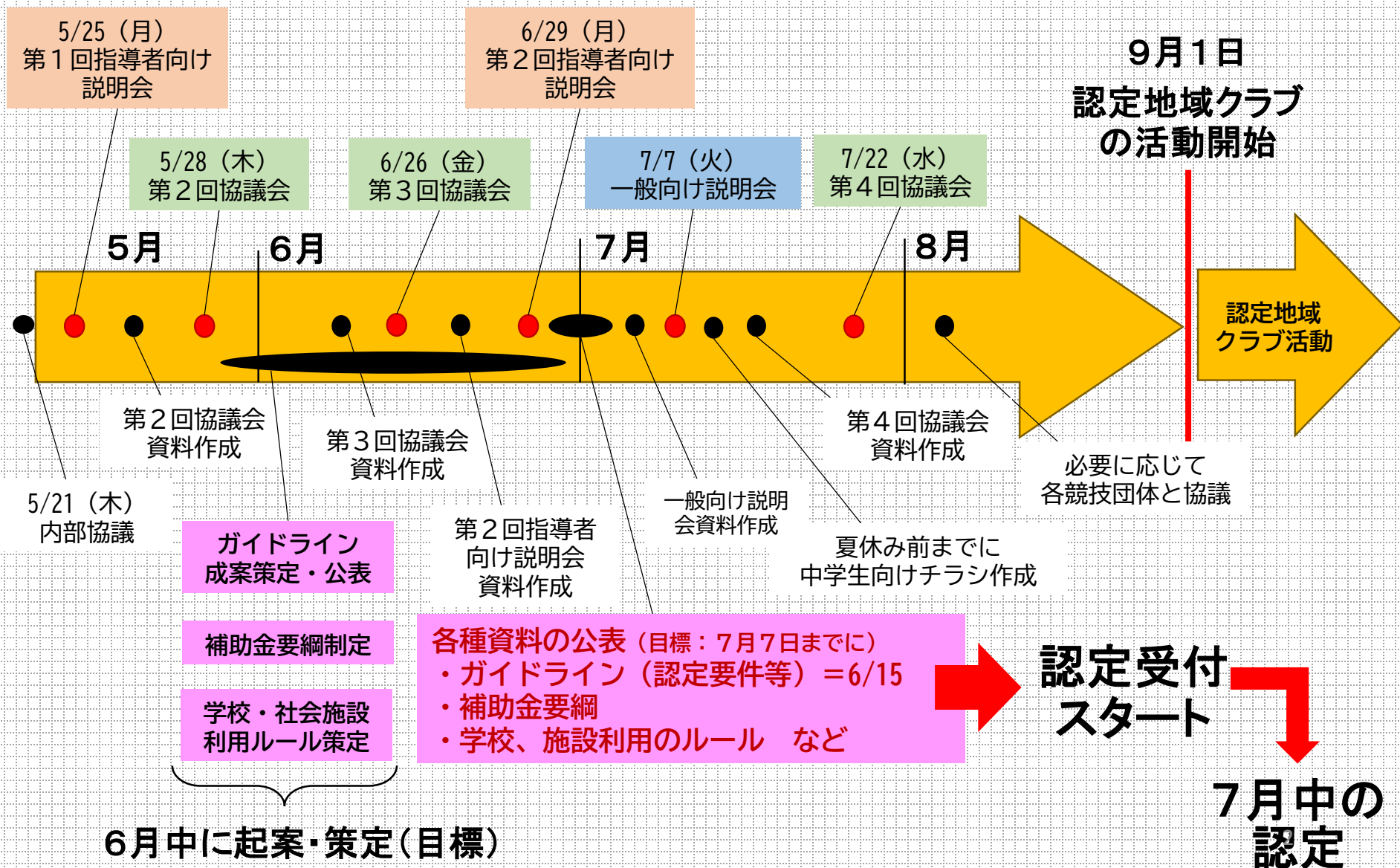
第3回会議

勝央町の地域展開に係る 課題整理と団体募集等について

勝央町教育委員会

6月26日(金)19:00～

当面のスケジュール詳細(案)



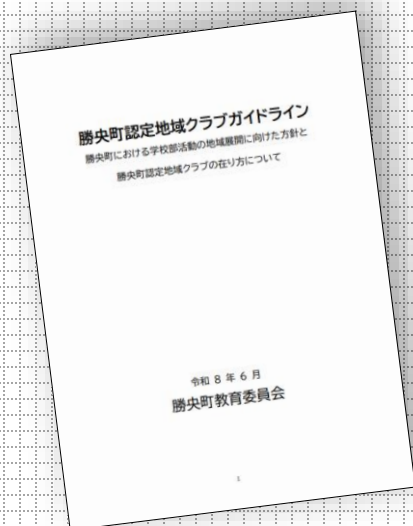
勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町における学校部活動の地域展開に向けた方針と
勝央町認定地域クラブの在り方について

- ・国や県が示すガイドラインや計画と連動
- ・地域展開に関する方針や具体的な取組方針
- ・関係者の役割
- ・認定要件と認定地域クラブの在り方 など



地域展開の在り方を示す
総合的な指針

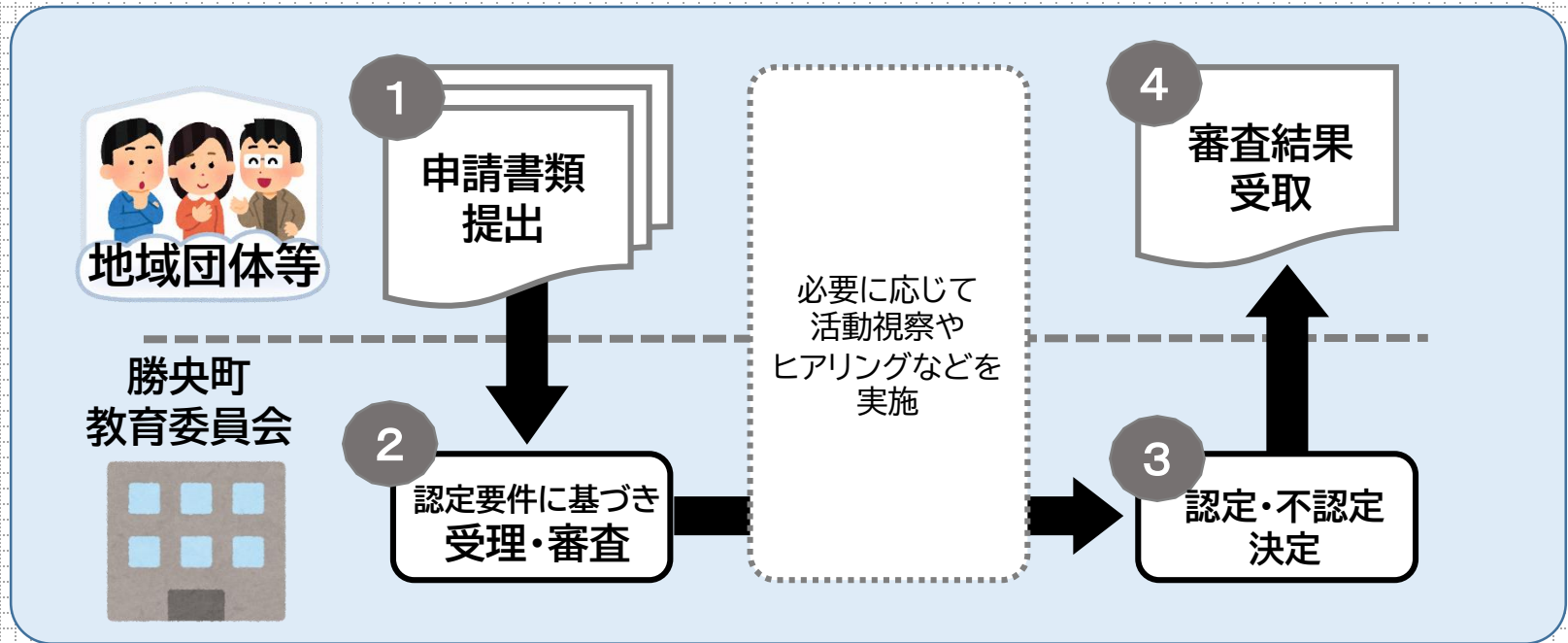


6月15日 公表



ホームページ

認定の手続きについて



勝央町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(6月15日公布)に基づき、以下の書類を教育委員会に提出

- 勝央町認定地域クラブ活動申請書
- 役員・指導者名簿(様式第3号)
- 会員(生徒)名簿(様式第4号)
- 活動計画書(様式第5号)
- 規約、会則等(任意様式)



指導者毎に情報登録
& 誓約事項

指導者登録申請書

私は、認定地域クラブ活動の指導者として、児童生徒の安全確保と健全育成を最優先とし、以下の事項を遵守することを誓約します。



補助金(団体向け)申請
(予定)

各種申請書(予定)

時系列整理(参考)

月	協議会及び説明会等	主な事務内容
4月	30日 第1回地域展開協議会	■地域展開協議会設置要綱検討・制定 ■方針案策定 ■ホームページの作成 ■ガイドライン案策定
5月	14日 説明@学校運営協議会(勝小)説明 15日 説明@リブランディング会議 21日 説明@学校運営協議会(北小) 22日 説明@学校運営協議会(勝央中) 25日 指導者向け説明会(第1回) 28日 第2回地域展開協議会	■兼職兼業の仕組み構築(→中学校に確認依頼中) ■Q&A集策定 ■アンケート案策定 ■夜間照明設計見積依頼 ■ガイドライン案の修正
6月	2日 説明@スポーツクラブ理事会 4日 説明@スポーツ推進員総会 18日 説明@社会教育委員会 23日 説明@工業団地企業連事務局 26日 第3回地域展開協議会 29日 指導者向け説明会(第2回)	■学校、社会体育施設使用ルール案策定 ■ガイドライン成案化・公表(6/15付) ■認定要綱の策定・公布(15日付) ■団体募集チラシ案策定 ■補助要綱策定に着手 ■<u>出前説明会</u>について広報
7月	7日 一般向け説明会(予定) 22日 第4回地域展開協議会(予定)	
8月	●●日 第5回地域展開協議会(案)	

必要に応じて地域に出向き、制度の説明を行う。1回1時間程度以内。
協議や要望×

本日(6/26)の協議事項

協議 事項

- 諸課題の整理、方針協議
- 団体の募集について
- 生徒へのアンケートについて

課題整理

早急に解決または方向性を示すことが望ましい課題を整理する

分野	課題	協議会での意見
認定要件	地域クラブの認定数に上限や条件を付けるか (種目ごとに認定数を設定?)	【協議会での合意事項】 「認定数に上限は設けない」
認定要件	単町ではなく、広域(例えば、津山市に拠点を置くクラブに勝央中の生徒も参加しており、当該クラブが勝央町の認定を求めてきた場合)はどうするか。	【協議会での合意事項】 活動拠点が勝央町内にあることを条件に、申請を受け付ける→それぞれ個別事案ごとに応相談
施設の利用 (学校)	認定クラブは中学校の施設や備品等が使えるのか (施設の優先的利用や備品等の貸し出しルール)	【協議会で合意】 「勝央町認定地域クラブ活動における 中学校施設・設備利用ルール」のとおり ※別スライドに要点あり
	学校内教室(特に音楽室や美術室)の休日利用は可能か	
	平日の放課後、地域クラブ開始までの時間の過ごし方 ・「支援員」に見守りを依頼? ・各団体から輪番制で見守り? ・そもそも残ってまで地域クラブ活動の希望あるか ・学習室で宿題を行いながら待つ?	【協議会での合意事項】 アンケート(R8.7実施)の結果を持って継続的に協議していく。 →アンケートの実施
	認定地域クラブの遠征時等にバスの借り上げ等は可能か。 現状:部活動の公式大会等において、町のバスや民間事業者のバスを借上げ(予算は学校運営費<教育委員会予算>)	【協議会での意見】 地域展開後も、生徒の安全性などを考えると、当然バスを利用できることが好ましい。そのための予算措置を町には行ってほしい。 一方で、指導者が同乗することや、バスの使用は公式大会等への出場に限ることなどの一定の制限は必要との意見。 →町長部局へ上申

課題整理

早急に解決または方向性を示すことが望ましい課題を整理する

分野	課題	協議会での意見
施設の利用 (社会施設)	社会施設の使用ルール、予約の在り方	【教育委員会の試案について協議会で同意】 「勝央町認定地域クラブ社会体育施設利用規則(案)」のとおりに ※別スライドに要点あり →町長部局へ上申
活動環境	夜間照明の必要性 (可動式投光器、夜間照明の整備など)	【協議会での合意事項】 夜間照明は必要との意見で合意。補助金等の在り方を事務局 サイドで要件等する必要性。 さらに、防犯カメラ等の必要性への言及あり。 →見積等依頼中
研修機会	研修機会の確保・充実を図る (専門家による研修機会)	【協議会での合意事項】 教育委員会が、県スポーツ協会から講師を紹介してもらう。 ・認定後の指導者向け(指導者を将来希望する人も含む) ・テーマ コンプライアンス、各種ハラスメントの防止など ・時期(予定):12月19日(土) →講師と詳細打ち合わせ中
周知方法	体験会やイベント等の実施 (各認定クラブによる活動紹介など)	【協議会での合意事項】 教育委員会が各クラブを紹介するチラシを策定したり、HP等 で写真などを掲載することで各クラブを紹介する。 また、地域クラブフェスティバル(ブース出展)や、学校での出 前授業、クラブ活動見学などの方法も検討していく。 保護者の不安を解消する工夫も必要との意見も。
認定	団体の認定は教育委員会のみで行うか、協議会で審議 するか。 (協議会の開催には時間的、事務的ハードルが高いため、 協議会の中に、例えば「認定審査会(仮称)」のような小 規模な部会を作り、そこで審議することも一案)	【協議会での合意事項】 本協議会の委員を含めた「認定審査会(仮称)」を立ち上げる。 その都度の開催は困難であるため、期間を定めて定期開催す る方向で調整を進めていく。 →認定審査の在り方(仕組み)検討

課題整理

早急に解決または方向性を示すことが望ましい課題を整理する

分野	課題	協議会での意見
スポ少との兼ね合い	スポ少と認定地域クラブとの違いは？(スポ少も制度的には中学生を受け入れられる) ・スポ少団体は、移行の意思があれば認定地域クラブに認定してもらえるか。 ・それぞれの差異を明らかにし、団体の立ち上げに際しては、都合の良い方を選択してもらってもいいのでは。	【協議会での合意事項】 スポ少活動を希望する団体はスポ少で、認定地域クラブを希望する団体は地域クラブで活動できる。 立ち上げに関しては、スポ少は制度上、中学生を受け入れることができるため、スポ少の中学生版が立ち上がることが想定される。 また、制度上はスポ少の団体が認定地域クラブにもなることができる。なお、その場合でも補助金等の措置はどちらか一方のみからの適用となる。 →スポ少と認定地域クラブとの差異を明らかにする必要性
吹奏楽部	・楽器(学校備品)の貸し出しは可能か ・楽器のメンテナンスに係る費用等がネック	【協議会での合意事項】 吹奏楽部の受け皿となる団体と、個別の協議を通して決定していく。
活動環境	既存の部活動にない種目の導入に伴う専用用具や消耗品の購入費用はどのように確保するのか。 所有や管理の責任の所在は？	【協議会での合意事項】 各クラブに必要な備品や消耗品がある場合は、基本的には当該クラブで準備していただく。その備品や消耗品は当然ながら当該クラブ(購入者)に帰属する。所有や管理も購入者が実施することとなる。
送迎	保護者の送迎負担や保護者会の有無	【協議会での合意事項】 認定地域クラブの活動場所までの移動は基本的には保護者による送迎や自力での移動となることを、認定地域クラブの方にも、保護者の方にもご理解していただく。
広域連携	近隣市町との会費の差や越境して参加する場合の補助金等の在り方	【協議会での合意事項】 自治体間での共通ルール等の在り方を模索するためにも、近隣自治体の動向を取りまとめる。
その他	認定地域クラブに所属する生徒としない生徒との扱い	【協議会での合意事項】 所属しない生徒の居場所確保に向けた取り組み(第三の居場所等の活用)について、アンケート結果を持って継続的に協議していく予定。

活動場所について(原則:中学校施設)

1. 基本原則

- 学校教育の最優先
授業、行事、学校部活動が最優先
- 自主管理・自主運営
学校に負担をかけず、クラブの責任で運営
- 指導者の常駐
指導者が不在の時は、生徒だけでの利用は禁止

2. 利用時間と中止基準

- 利用時間(平日)
学校教育活動終了後から最長22:00まで
- 利用時間(休日)
土日祝・長期休業日の学校教育活動がない時間帯
- 中止基準
以下の場合は直ちに活動を中止し、生徒の安全を最優先
 - 町内に「レベル3警報」以上の気象情報が発令されたとき
 - 勝央中学校が避難所に指定されたとき
 - 熱中症警戒アラート発令時や、暑さ指数(WBGT)が31℃以上になったとき

活動場所について(中学校施設2)

3. 施設・設備・備品の利用ルール

■体育館

土足厳禁(インドア専用シューズ徹底)。利用後は空調・照明を必ず消灯

■グラウンド

利用後はブラシ掛け(トンボ掛け)を徹底。雨天やぬかるみ時は利用中止

■学校備品

ネット・支柱・得点板等は丁寧に扱い、必ず元の位置・状態に戻す

■常設設備

体育館の冷風機やグラウンドのゴール等は、いつでも利用可能

■用具庫(過渡期)

令和9年3月までは、学校と個別に協議・相談の上で決定

■用具庫(完全移行後)

令和9年4月以降は、順次クラブも利用できるよう体制移行

■共通事項

清掃・片付けの徹底。私物の放置禁止。ゴミはすべて持ち帰り

■敷地内全面禁煙

校舎・体育館・グラウンド・駐車場など校門の内側は一切禁煙(電子たばこ等含む)

4. 鍵の開閉管理(今後の運用方針)

■管理方法:教職員の負担軽減のため、以下の運用に向けて検討・準備中

■ナンバーロック(ダイヤル式キーボックス等)の導入または役場宿直室での鍵の受け渡し

活動場所について(中学校施設3)

5. 緊急時・トラブル発生時の対応

■人命最優先

重大な負傷・発症時は、ためらわずに救急要請(119番)とAEDを使用

■緊急進入

夜間・休日等の施設で救命が阻まれる場合、体育館のガラスを割って進入することも想定(この場合の損壊費用は不可抗力とし、クラブに責任を課さない)

■救急用具の携帯

各クラブでファーストエイドキットを必ず常時携帯

■破損時の負担

クラブの過失による破損・紛失は、自己責任と費用負担で原状回復または賠償

6. 報告ルートと提出書類

トラブル(けが・破損)発生時は、速やかに以下のルートで報告を行う

■平日の昼間

勝央中学校(0868-38-3148)

■夜間・休日

勝央町役場 宿日直等(0868-38-3111)

※報告後、教育委員会へ「事故・破損報告書(様式第1号)」を提出

活動場所について(社会体育施設)

教育委員会案

このルールは勝央中学校に夜間照明(ナイター)施設が整備されるまでの**特例措置**

1. 活動場所の基本原則

原則は中学校施設:活動は原則として勝央中学校の施設(中学校施設)で行ってください。

社会体育施設の利用条件

学校行事や利用日時の重複により中学校施設が使えない場合に限り、社会体育施設を利用できます。

積極的な候補地の検討

夜間照明(ナイター)設備がある「北部グラウンド」や「各小学校グラウンド」を練習会場として積極的に検討してください。

2. 施設別の予約・運用ルール

利用する施設の種類によって、予約できる期間や条件が大きく異なります。

A. 勤労者体育館、武道館、各小学校施設、北部グラウンド

■予約期間 前月の1日から予約可能(一般と同じ方法・年間予約は不可)

■利用制限 他の利用(予約)がない空き枠であれば、回数制限なしで無料で利用可能

活動場所について(社会体育施設)

教育委員会案

屋外施設はシーズンによって運用ルールを変更

B. テニスコート、野球場、多目的広場(10月～3月) ※日暮れが早い時期

- 年間予約:前年度2月頃に実施する教育委員会の聞き取り調整に基づき年間予約可能
- 利用条件:以下の制限を厳守してください
 - ・週あたりの回数 1週あたり最大2回まで
 - ・利用終了時間 午後7時30分まで
 - ・活動の内容 「練習」に限る(試合・練習試合は対象外)
 - ・追加で予約したい場合は、前月の1日から予約する方法(一般と同じ予約方法)による。

C. テニスコート、野球場、多目的広場(4月～9月) ※日が長い時期

- 運用ルール この期間は年間予約ができません＝原則、勝央中学校の使用をお願いします
- 予約条件
様々な要因で中学校施設が使用できない場合に限り、一般と同じ方法により予約が可能です。他の利用(予約)がない空き枠であれば、回数制限なしで無料で利用可能。

3. 多目的広場の料金特例

- 月2回まで : 施設使用料・夜間照明料金ともに無料
- 月3回目以降 : 年間予約で確定している分を含め、一般料金(有料)

活動場所について(社会体育施設)

教育委員会案

4. 指導者向け 安全・マナーチェックリスト

活動日の前後は、指導者・責任者が責任を持って以下の事項を確認・実行してください。

利用前・利用中の確認

- ☐ 気象警報:勝央町に大雨・暴風等の警報(レベル3以上)が出たら原則中止
- ☐ 暑さ指数:WBGTが「31(危険)」以上の場合は原則運動中止
- ☐ 落雷回避:雷鳴が聞こえるなど危険がある場合は直ちに中止し、安全な場所へ避難
- ☐ 無料枠の特例:安全上の理由で多目的広場の利用を中止した場合は、
速やかに管理棟へ連絡すれば無料枠のカウントから除外
- ☐ 保険の加入:指導者・生徒の全員がスポーツ安全保険に加入していること
- ☐ 救急用具:ファーストエイドキット等を常時携帯していること

利用後の確認

- ☐ マナーの徹底:館内シューズの着用、整理整頓、清掃を徹底すること
- ☐ 原状回復:利用後は速やかに器具等を片付け、必ず消灯・施錠を確認すること

万が一、事故やトラブルが発生した場合

1. 現場対応:怪我人の救護と二次災害防止を最優先
2. 即時連絡:重大な事故は直ちに教育委員会事務局(夜間・休日は役場直宿員)へ電話連絡
3. 関係者連絡:保護者および所属学校へ速やかに状況連絡

団体の募集について

団体(指導者)を募集する際のチラシ(案)を策定

【効果】

- 団体(指導者)の確保の可能性
- 広く周知可能
(町民の方に知っていただく機会)

【懸念】

- 想定以上の団体の設立 など

勝央町認定地域クラブ

活動団体募集

生徒の「やりたい!」を全力応援
あなたの力を地域のために活かしてみませんか

2026 受付開始 Wed 中学生をはじめとした勝央町のスポーツ・文化芸術活動を支える地域団体を募集しています

勝央町教育委員会は、国の方針に基づき、部活動の地域展開に取り組んでいます。地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」に移行するものです。子どもたちの「やりたい」「やってみたい」が尊重されるとともに、スポーツ・文化活動を通して地域が元気になる活動を推進していくために、あなたの力が必要です。

認定手続きの流れ

申請書類の提出 → 認定要件に基づき審査 → 認定(または不認定) → 活動

認定地域クラブの立上げに興味のある方はホームページまたは下記までお問い合わせください。

ホームページ

【お問い合わせ先】勝央町教育委員会 0868-38-1753 syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp

【協議会での合意事項】
広報紙(8月号)への折込や一般向け説明会(7/7)の際に配布する

生徒向けアンケートについて

- 目的: 生徒のニーズ・現状把握
- 夏季休暇前(～7月中旬)の実施
→結果の共有@第4回協議会(7/22)
- まずは中学生、秋以降は小学生にも実施(案)
- 電子申請フォームでの回答
- 全8問(うち記述式1問) 想定回答時間: 10分以内程度
- 対象: 3年生を含めた全生徒(n=302)
- アンケートは無記名式、結果は公表する

生徒向けアンケート(協議会での意見を受けた修正版)

質問	選択肢
Q1. あなたの現在の学年、性別を教えてください。	選択肢: 1年生 / 2年生 / 3年生 選択肢: 男性/女性
Q2. あなたが現在加入している部活動、または校外での活動を教えてください。	1. 学校の運動部(部活名:) ※プルダウン式で作成のこと 2. 学校の文化部(部活名:) ※プルダウン式で作成のこと 3. 校外のスポーツ・文化活動(クラブチーム、習い事など:) 4. 特に定期的な活動はしていない

質問	選択肢
Q3. 今、あなたが一番やってみたいスポーツや文化活動は何ですか？ (あてはまるものすべてに○)	選択肢(スポーツ): 野球 / サッカー / ソフトテニス / バレーボール / バスケットボール / 卓球 / バドミントン / ダンス / 陸上競技 / 剣道 / 柔道 / なぎなた / 空手 / 少林寺拳法 / その他(具体的に:) 選択肢(文化芸術): 箏(こと)/太鼓/コーラス/手話/社交ダンス/舞踊/吹奏楽・音楽/ピアノ/茶道/三味線/書道/美術/陶芸/古文書/俳句/川柳/押花/着付/歴史/パソコン・プログラミング/ボランティア / その他(具体的に:) そもそもやりたい活動(種目)はない
Q4. 学校の部活とは違い、地域の「認定地域クラブ(居場所クラブを含む)」になると、放課後すぐに活動が始まらず「1～2時間の待ち時間が発生したり、一度家に帰る必要」が出てくる可能性があります。あなたはその条件でも、地域のクラブに参加して活動したいですか？	1. 一度帰宅したり、学校で待ったりしてでも、その活動に参加したい 2. 空き時間の内容によっては、活動に参加してみたい 3. 時間が空くなら、地域のクラブ活動ではなく、例えば「習い事」や「塾」など自分の時間を過ごしたい 4. 時間が空く・空かないに関わらず、参加したくない
Q5. 【Q4で1または2を選んだ人へ】もし放課後から地域クラブが始まるまでに「1～2時間の空き時間」がある場合、あなたはどのように過ごしたいですか？	1. 学校内に残れる場所(図書室や学習スペースなど)があれば、そこで宿題などをしながら待ちたい 2. 一度家に帰り、着替えや準備を済ませてから、再度活動場所に行きたい 3. 自宅の近くや、活動場所の近くで自主練習などをしながら待ちたい 4. その他(具体的に:)

質問	選択肢
Q6. 活動場所が「勝央中学校の体育館・グラウンド」ではなく、「町内の別の施設(町公民館やスポーツ施設など)」になった場合、通うことができますか？	1. 自分で(自転車や徒歩で)通うことができる 2. お家の人に送迎してもらえれば通うことができる 3. 学校以外の場所だと通うのが難しい・送迎が頼めない
Q7.あなたは、スポーツや文化活動を「いつ」やりたいですか？あなたの希望に一番近いものを1つだけ選んでください。	1. 平日(月～金曜日の放課後)だけ活動したい 2. 休日(土・日曜日)だけ活動したい 3. 平日も休日どちらも活動したい 4. どちらも活動したくない(平日の放課後も休日も、休みがよい)
Q8. 新しく始まる「地域のクラブ活動」や「放課後の居場所」について、あなたの「やりたいこと」や「こうなってほしい」という自由な意見、楽しみにしていることがあれば教えてください。	例)複数のクラブに加入して、様々な活動をしたい 例)学校や学年の違う友達と、おしゃべりなどをして楽しく過ごす場所が欲しい 例)静かな場所で、宿題や勉強、読書などを行う居場所が欲しい 例)先生や地域の人に勉強を教えてもらいたい 例)気が向いたときだけ行って、特に何をするでもなくボーッとリラックスするような居場所があればいい 例)放課後に友達と集まっておしゃべりをしたり、自分のペースで過ごせるクラブがあってもいい 記述式

協議会での意見

- ▶クロス集計等を実施し、出来るだけ詳細な結果を出力・公表すること
- ▶生徒が制度内容を十分理解しないまま回答すると、実態を正確に把握できない恐れがあるため、アンケート実施前に地域クラブ制度の概要、目的を分かりやすく説明することが必要

当面のスケジュール

6月29日(月) 19:00~	第2回開催 指導者向け説明会
7月 7日(火) 19:00~	一般向け説明会@勝央町公民館
7月22日(水) 19:00~	第4回開催 今後のスケジュール等共有
8月31日(月) 19:00~	第5回開催
9月28日(月) 19:00~	第6回開催
10月29日(木) 19:00~	第7回開催

第1回 一般向け説明会
勝央町の部活動
地域展開の方針について

2026
7/7火
19:00-20:30

対象 どなたでも参加できます
開催場所 勝央町公民館
予約 不要

勝央町の地域展開の方針等についてはこちら

部活動の地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」へ移行する取り組みです。
勝央町教育委員会は、少子化や教員の働き方改革を背景に、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動を継続できる環境を確保・充実させることを目的とした環境整備を進めています。

こんな方に

- ✓ 地域展開ってそもそもなに？
- ✓ 部活動がどうなるのか心配...
- ✓ 自分で団体を立ち上げてみたいけど...
- ✓ 地域のために何かやりたい！

説明会の内容

- ・地域展開とは
- ・勝央町の方針（部活動の方針を改む）
- ・認定地域クラブの在り方
- ・認定地域クラブを立ち上げるためには など

お気軽にお越しください
勝央町教育委員会
勝央町公民館内
〒709-4316
勝白郡勝央町勝間田200-1
TEL 0868-38-1753
syakaisyoku@town.shoo.okayama.jp

- 活動団体の募集
- 補助内容の検討・決定
- 施設(学校・社会体育施設)の使用ルール等の策定
- 出前説明会の開催
担当職員が地域に出向き制度説明を行う
- 地域資源の活用を模索
例えば工業団地や勝間田高校